





研究者が知るべき著作権法の基礎

 ひふみ総合法律事務所
弁護士 番匠 史人



第1. 著作権とは

第2. 研究・論文・発表における著作物の利用

第3. 日常業務と著作物利用の留意点

著作権とその内容

- 著作者は、「**著作者人格権**」と「**著作(財産)権**」を享有する(法17条)
- **著作者人格権**とは、以下の3つを指す

- ✓ **公表権(法18条1項)**

自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、公表するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利

- ✓ **氏名表示権(法19条1項)**

自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、表示するとすれば、実名、変名のいずれを表示するかを決めることができる権利

- ✓ **同一性保持権(法20条1項)**

自分の著作物の内容又は題号を意に反して勝手に改変されない権利

著作権とその内容

- **著作(財産)権**とは、以下の権利を指す(関連性の強いものを記載)

- ✓ **複製権(法21条)**

著作物を印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって有形的に複製する権利

- ✓ **上映権(法22条の2)**

著作物を公にスクリーンやディスプレイに映写する権利

- ✓ **公衆送信権等(法20条1項)**

著作物を自動公衆送信したり、放送したり、有線放送したり、また、それらの公衆送信された著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

- * 自動公衆送信: サーバなどに蓄積された情報を公衆からのアクセスに応じ自動的に送信すること。そのサーバに蓄積された段階は「送信可能化」

著作権とその内容

- **著作(財産)権**とは、以下の権利を指す(関連性の強いものを記載)

- ✓ **口述権(法24条)**

言語の著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝える(口述の録音物や録画物を再生することを含む)権利

- ✓ **翻訳権・翻案権(法27条)**

自己の著作物を翻訳、変形、翻案等する権利

* 著作物を元に二次的著作物を創作する権利

- ✓ **二次的著作物の利用権(法20条1項)**

自己の著作物を原作品とする二次的著作物を利用(上記の各権利に係る行為)することについて、二次的著作物の著作者が持つものと同じ権利

著作権が認められることによる主な効果

- 著作(財産)権が認められることにより、著作物を自ら独占的に利用することができ、他人に対して利用を許諾することができる
- 著作(財産)権や著作者人格権の侵害に対し、侵害停止を請求することができるのみならず、侵害するおそれがある者に対し、侵害の予防を請求することができる(法112条)
- 著作権の侵害に対して、損害賠償請求をすることもでき、損害額について、推定規定がある(法114条)
- 名誉回復等の措置も認められる(法115条)
- 刑事罰も科される(法119条以下)

著作物とは

- 「著作~~者~~」とは、著作物を創作する者(法2条1項2号)
- 「著作物」とは、思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

ex)論文、イラスト、写真 等

✓ 「思想又は感情を創作的に表現」

⇒ 客観的事実自体は、保護の対象にはならない

∴ 事実それ自体に独占を認めると表現の自由や学問の自由等に対する重大な弊害となり得るため(中山信弘「著作権法」第4版51頁)

著作物とは

Q. 研究の過程で得られたデータは、著作物に該当するか

⇒ 客観的事実そのものであり、「思想又は感情」を表したものでないので、著作物には当たらない

Q. 研究の過程で得られたデータについて記述した論文については、「著作物」に該当するか

⇒ 叙述する方法について創作性があり、その論理過程等を創作的に表現したものであって、それが学術、美術等の範囲に属するものについては、その内容とは別に、表現された表現形式が「著作物」に該当する(大阪地裁昭和54年9月25日発光ダイオード事件)

※ 客観的に見て、誰が書いてもそのような記述になる、ありふれた表現と判断される場合には、「著作物」該当性が否定されやすい

著作権の無償使用と著作権フリー

- 著作権のある著作物であっても、著作権者が無償で利用することを認めている場合には、無償で利用することができる
- もっとも、インターネット上で「フリー素材」と記載されている場合であっても、無償で利用することができる範囲が限られていたり、使用方法について制限をしている場合がある
- フリー素材の画像等を使用する場合には、使用の都度、インターネットの利用規約を確認する必要がある

ex) クレジット表記、営利目的禁止 等

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

- データの利用を簡易にするため、ライセンス条件を分かりやすく記載したクリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CCライセンス)がある

<https://creativecommons.jp/licenses/>

- 国・地方公共団体のデータ等においても使用されている
- CCライセンスには、4種類の条件を組み合わせたマークが6種類ある



クレジット(氏名、タイトル等)を表示することを条件に、
改変利用及び営利利用を含めて利用できる



クレジットを表示することに加えて、改変利用の場合には
もとのコンテンツと同じCCライセンスで公開することを
条件に利用できるもの

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス



改変利用は禁止されている(ND)が、クレジット(氏名、タイトル等)を表示すること(BY)を条件に、営利利用を含めて利用できるもの



営利利用は禁止されている(NC)が、クレジット(氏名、作品タイトル等)を表示すること(BY)を条件に、改変利用を含めて利用できるもの



営利利用は禁止されているが(NC)、クレジット(氏名、タイトル等)を表示すること(BY)、改変利用の場合はもとのコンテンツと同じCCライセンスで公開すること(SA)を条件に利用できるもの



営利利用禁止(NC)及び改変禁止(ND)が条件となるため、非営利かつ改変しないことと、クレジット(作品、タイトル等)を表示すること(BY)を条件に利用できるもの



第1. 著作権とは

第2. 研究・論文・発表と著作物の利用

第3. 日常業務と著作物利用の留意点



論文や文献の引用

- 著作物を著作権者に無断で複製することは、著作権（複製権。法21条）を侵害する
- ※ 複製 = 既存の著作物を参考にして、それと同一かあるいはほぼ同一のものを作成すること
- しかし、許諾なければ一切引用することができないとするのは、研究発展の観点からも不都合
 - そこで、著作権法では、一定の要件の下に、著作権者の承諾がなくても著作物から表現を引用して利用することができることとした（法32条1項）

著作物の引用が認められるための要件

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

- 公表された著作物であること
- 公正な慣行に合致するものであり、引用の目的上、正当な範囲内で行われるものであること(正当な引用)
- 引用する著作物の出所を明示すること

公表された著作物であること

- 未だに公に発表されていない他人の論文から引用することは、著作権法上の「引用」の要件を満たさないこととなる
⇒ 「公表」されているかを確認する必要
- 「公表されたもの」
⇒ 発行されたもの、上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示されたものにつき、「公表」されたものとする(法4条1項)

正当な引用であること

- 自己の文章と引用する文章を明瞭に区分すること
 - 例えば、著作権がある論文等の中から引用したい文章がある場合、「カギ括弧」で明示をしたり、「**字体やフォントを変更**」したりして、引用であることを客観的に視認できる状況にする
- 引用する文章が「従」であること
 - 自己の論旨を説明するために、第三者の文章を利用することが必要があるが、自己の文章が「主」であり、引用する文章が「従」である必要

正当な引用であること

- 引用する文章が「主」となり、正当な引用と認められない例

- ✓ 東京地裁平成12年2月29日判決

出版社が出版した書籍の一頁において、著名人が中学時代に文集で書いた詩の全文を掲載し、詩の下部に「中学の文集で●●が書いた詩。強い信念を感じさせる。」とのコメントが付されている以外は余白となっていること、本件書籍の本文中には本件詩に言及した記述は一切ないことから、「本件書籍の読者は本件詩を独立した著作物として鑑賞することができるのであり、被告らが本件書籍中に本件詩を利用したのは、被告らが創作活動をする上で本件詩を引用して利用しなければならなかったからではなく、本件詩を紹介すること自体に目的があったものと解さざるを得ず、…その表現形式上、本文の記述が主、本件詩が従という関係があるとはいえない(むしろ、本件詩が主であるということが出来る。)」

引用する著作物の出所を明示すること

- 著作権法上、引用する著作物の出所を明示することは義務とされており(著作権法48条1項1号)、明示しない場合には、50万円以下の罰金に処せられる(法122条)

(出所の明示)

第48条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

第122条 第48条・・・の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

- 「出所明示を怠った点において公正な慣行に合致せず、著作権法32条1項の適法な引用には当たらない」とした裁判例あり(東京高判平成14年4月11日)
- 執筆する団体や機関等のルールに従って対応

引用における留意点(要約・引用禁止)

- 原文を要約して引用すること

⇒ 同一性保持権(著作者人格権)を侵害する問題は不可避免的に生じるが、要約の内容が原文の内容に忠実であれば、同一性保持権侵害にならず、認められる(中山信弘「著作権法」第4版427頁から428頁)

※ 原文の引用が可能であれば、原文のまま利用することが無難

- 「引用禁止」と記載されている著作物

⇒ 著作権法上の引用の要件を満たしていれば、引用することも許される

引用における留意点(官公資料)

● 国等の資料からの引用

- 基本的には、一般への周知目的で作成された官公資料等(広報資料、調査統計等、報告書など)については、著作権法32条1項により、「正当な引用」と評価される範囲であれば認められる
- なお、以下のものは、著作権の対象とはならない(=自由に使える。著作権法13条)
 - ① 憲法その他の法令
 - ② 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
 - ③ 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
 - ④ ①から③の翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

引用における留意点(図表の引用)

● 図表の引用

- 著作権法32条の要件を満たせば適法。ただし、引用する場合には、全体を引用するのが望ましい(= 公正な慣行)

● 図表を引用せず新たに作成する場合

- 法32条の要件は満たさない場合)、当該図表に「著作物性(思想又は感情を創作的に表現したもの)」が認められるかが問題となる
- 実験結果等のデータ自体は、**事実又はアイデア**であって、**著作物ではない**以上、そのようなデータを**一般的な手法**に基づき表現したのみの**グラフ**は、多少の表現の幅はあり得るものであっても、なお、著作物としての創作性を有しない(知財高裁平成17年5月25日)

引用における留意点(図表①)

● 図表の引用

- 著作権法32条の要件を満たせば適法。ただし、引用する場合には、全体を引用するのが望ましい(= 公正な慣行)

● 図表を引用せず新たに作成する場合

- 法32条の要件は満たさない場合、当該図表に「著作物性(思想又は感情を創作的に表現したもの)」が認められるかが問題となる
- 実験結果等のデータ自体は、**事実又はアイデア**であって、**著作物ではない**以上、そのようなデータを一般的な手法に基づき表現したのみの**グラフ**は、多少の表現の幅はあり得るものであっても、なお、著作物としての創作性を有しない(知財高裁平成17年5月25日)

引用における留意点(図表②)

- 既知の情報をわかりやすく整理した図表に関する裁判例
 - 法律の条文をわかりやすく示した図表の著作物性が問題となった事案(東京地裁平成6年7月25日、東京高裁平成7年5月16日)において、著作物性が否定された図表と肯定された図表あり
 - 否定された図表においては、「条文に従い、手続の流れに沿って整理し、各規定の内容を要約して記載したものをブロック化して配列したものにすぎず、創意工夫がこらされたものとして著作者の個性が表出されているとは認め難く、著作権法により保護される著作物と認めることはできない」と判断した
 - 肯定された図表においては、「国土利用計画法23条ないし27条、15条に規定されている土地に関する権利の移転等の届出手続及びその後の措置について、必ずしも条文の枠にとらわれずに場合分けして整理し、簡潔な文言で要約し、ブロック化して配列したものであって、創作性が認められ、著作権法で保護されるべき著作物と認められる」と判断した

引用における留意点(図表③)

- 既知の情報をわかりやすく整理した図表
 - 著作物性が肯定された図表について、被告からは、誰が試みてもこのようなまとめ方にならざるを得ず、後は微細な表現方法の問題であって、何らの学術性、独創性もないと反論したが、「どのように**選択**し、どのように**分類**し、どのように法文の文言を**要約**し、どのような形式で**配列**するか多種多様」であり、誰が試みても原告の表のようになるとは認められないと判断した。
 - このように、著作物性が認められるか否かについては、誰がやっても同じとなるか、単なる整理や要約を超えた表現上の工夫があるか否かで判断が分かれているが、研究者個人の主観で創作性を判断するのは危険であるため、引用によらずに他者の論文等の記載やデータを元に新たな図表を作成する場合には、知財管理部門に判断を仰ぐのが無難

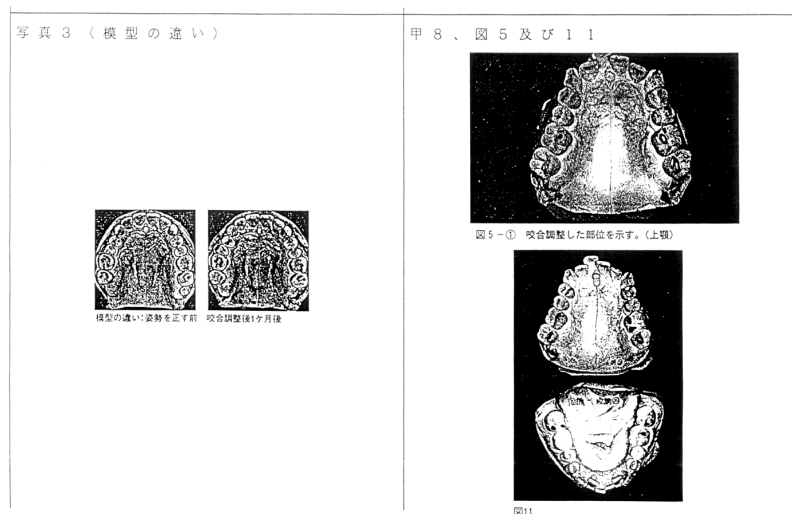
引用における留意点(写真①)

- 写真の著作物性(知財高裁平成18年3月29日)
 - 写真は、被写体の選択・組合せ・配置，構図・カメラアングルの設定，シャッターチャンスの捕捉，被写体と光線との関係(順光，逆光，斜光等)，陰影の付け方，色彩の配合，部分の強調・省略，背景等の諸要素を総合してなる一つの表現
 - 撮影に当たってどのような技法が用いられたのかにかかわらず，静物や風景を撮影した写真でも，その構図，光線，背景等には何らかの独自性が表れることが多く，結果として得られた写真の表現自体に独自性が表れ，創作性の存在を肯定し得る場合があるというべき
 - 創作性の存在が肯定される場合でも，その写真における表現の独自性がどの程度のものであるかによって，創作性の程度に高度なものから微少なものまで大きな差異がある
 - 創作性が微少な場合には，当該写真をそのままコピーして利用したような場合にほぼ限定して複製権侵害を肯定するにとどめるべき

引用における留意点(写真②)

- 写真に著作物性が認められる場合の留意点
 - **複製**(法21条)又は**翻案**(法27条)に当たらないようにする必要
 - **複製**とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製すること(最高裁昭和53年9月7日)
 - **翻案**とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作すること(最高裁平成13年6月28日)
 - ある後発の論文が、既出の論文で使用した写真の著作権を侵害するとして、訴訟となった事案あり(東京地裁平成14年7月26日)

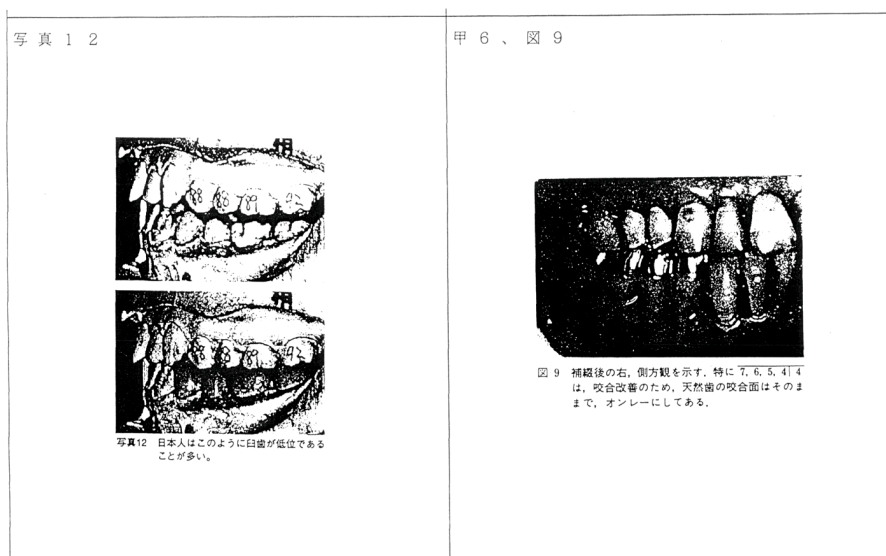
引用における留意点(写真③)



最高裁判所HPより

- 本件写真と被告写真とでは、被写体の模型の形状が異なり、被写体が異なるものと認められる。また、・・・本件写真は、図5-①が「咬合調整した部位」を示す写真、図11が1回目の咬合調整から3週後に新しく印象して「咬合調整した部位」を示す写真であって、いずれも歯型の上で「咬合調整した部位」を示す写真であると認められる。これに対して、被告写真は、姿勢を正す前に採取した歯型と咬合調整して1か月後に採取した歯型とが異なることを示した写真であり、調整箇所を示しているわけではない。これらのことからすると、被告写真が本件写真を複製又は翻案したということとはできない。

引用における留意点(写真④)



最高裁判所HPより

- 本件写真も被告写真も咬み合わせの状態を側方から撮影した写真であることは共通するが、・・・本件写真は、奥歯を金属で補綴した状況を示す写真であるのに対し、被告写真は、日本人には臼歯が低位であることが多いために、上顎を修正しないで、下顎のみに挙上を施せばよいことを説明したものであると認められるから、被告写真が本件写真を複製又は翻案したということとはできない。

引用における留意点(写真⑤)

- 写真に著作物性が認められる場合の留意点
 - 既存の写真を利用することで、著作権侵害の問題が発生する
 - 既存の写真と比較して、被写体(被験者等)や撮影方向等を変えることで、創造性が生まれることから、著作権侵害の可能性は低くなる
 - メーカーの機械の写真等を用いる場合、著作権者であるメーカーに使用の許諾を得る
 - 法32条の「引用」に該当する場合には、許諾不要となる

講演で他者の著作物を利用して発表する場合

- 他者の著作物が含まれる講演スライドの写しの配布
 - 講演スライドをコピーして配布する場合、他者の著作物部分が法32条の「引用」に該当しなければ、著作権者の許諾を得ない限り、無断複製となるため、著作権侵害となることは、論文の発表等と同様
- 他者の著作物が含まれる講演スライドの上映
 - 法32条の「引用」に該当する場合には、著作権者の許諾なくとも認められる
 - 法32条の「引用」に該当しなくても、営利目的ではなく、聴衆から料金を受けない場合には、許諾なく上映することも許される(法38条1項本文)が、講演者に報酬が支払われる場合や企業などの営利法人が主体となっている場合には、営利性が肯定されるため、注意

外国著作物の引用

- 外国の著作物であっても、日本のルールが適用される

(保護を受ける著作物)

第6条 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

- 一 日本国民(わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)の著作物
- 二 最初に国内において発行された著作物(最初に国外において発行されたが、その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものを含む。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、**条約によりわが国が保護の義務を負う著作物**

ベルヌ条約 = 著作権を国際的に保護し合うために、欧州諸国を中心として創設された条約

外国著作物の引用

- 外国著作物を当該著作物の言語そのまま引用する場合
⇒ 著作権法32条1項により、正当な引用であれば、許容される
- 外国著作物を日本語や他の言語に翻訳して引用する場合
⇒ 法32条により正当に引用できる場合、当該著作物を翻訳して引用することも認められている(法47条の6第1項第2号)

(翻訳、翻案等による利用)

第47条の6 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

二 …第32条、… 翻訳

外国著作物の引用

- 第三者が翻訳した外国著作物の翻訳文を引用する場合
 - 第三者による翻訳文は、原典である外国著作物の二次的著作物に該当する
 - 当該翻訳文につき、法32条1項の引用の要件を満たすのであれば、引用が認められる(原典の著作者のみならず、翻訳文の著作者の明示等についても必要となる)
- 国内又は外国の学会での発表
 - ベルヌ条約により、日本の著作物がアメリカで利用される場合にはアメリカの著作権法が、逆にアメリカの著作物が日本で利用される場合には日本の著作権法が適用されるのが原則

自身が執筆した過去の論文の取扱い

● 二重(多重)発表

- 多重発表とは、本質的に同じ内容の論文を繰り返し発表すること（日本医学界医学雑誌編集ガイドライン）
- 雑誌の読者は、再掲載との明示がない限り掲載論文はオリジナルであると理解するのが一般的であり、多重発表には以下の問題があるとされている(同上)
 - ✓ 原著論文のために確保されている雑誌のスペースを無駄にする
 - ✓ 編集者、査読者、出版・流通関係者、読者の時間と経費を浪費する
 - ✓ 実験結果の増大は、メタアナリシスに不適切な影響をもたらす
 - ✓ 著作権を侵害する

自身が執筆した過去の論文の引用

- 自身が執筆した過去の論文の著作権
 - 著作者人格権 ⇒ 執筆者個人
 - 著作財産権 ⇒ 執筆者個人、学会(分科会)、出版社 等
 - ⇒ 他者に権利がある、又は自身の権利が制限されている場合等の対処
- 適切な対処方法
 - ✓ 著作権法32条の「引用」に関するルールを守る
 - ✓ (論文に大幅な重複がある場合など) 法32条の「引用」として認めづらいと判断される場合、投稿規程等を確認し、学会、出版社等、当該論文に関して権利を有しているものに判断を仰ぐことが重要

共同執筆と著作権

● 共同著作

- 二人以上の者が**共同**して**創作**した著作物であつて、その各人の寄与を**分離**して個別的に**利用**することが**できない**もの(法2条1項12号)
- 共同著作の場合、特段の定めがない限り、民法上の共有となる(民法264条) ⇒ 共同で執筆した場合には、その持分割合について合意する必要あり
- 共同著作物については、著作財産権の譲渡や行使、著作者人格権の行使につき、原則として全員で合意する必要がある(法64条1項、2項、65条1項、2項)
- ただし、著作財産権の譲渡等や行使は「**正当な理由**」がある場合、著作者人格権の行使は「**信義に反し**」なければ、合意の成立を妨げられない(法65条3項、64条3項)

共同執筆と著作権

- 正当な理由とは(東京地裁平成12年9月28日判決)
 - 当該著作物の種類・性質、具体的な内容のほか、当該著作物に対する社会的需要の程度、当該著作物の作成時から現在までの間の社会状況等の変化、共同著作物の各著作者同士の関係、当該著作物を作成するに至った経緯、当該著作物の創作への各著作者の貢献度、権利行使ができないことにより一方の共有者が被る不利益の内容、権利行使により他方の共有者が不利益を被るおそれなど、口頭弁論終結時において存在する諸般の事情を比較衡量した上で、共有者の一方において権利行使ができないという不利益を被ることを考慮してもなお、共有著作権の行使を望まない他方の共有者の利益を保護すべき事情が存在すると認められるような場合
- 信義に反する
 - 嫌がらせや著作者間の約束事・倫理観念に反すること


共同執筆と権利侵害への対応

- 差止請求については、単独で請求可能
- 損害賠償については、持分に応じて請求可能

(共同著作物等の権利侵害)

第117条 共同著作物の各著作者又は各著作権者は、他の著作者又は他の著作権者の同意を得ないで、第112条の規定による請求又はその著作権の侵害に係る自己の持分に対する損害の賠償の請求若しくは自己の持分に応じた不当利得の返還の請求をすることができる。

2 前項の規定は、共有に係る著作権又は著作隣接権の侵害について準用する



第1. 著作権とは

第2. 研究・論文・発表と著作物の利用

第3. 日常業務と著作物利用の留意点



有料サイトの記事の共有

- 新聞社や雑誌(発行元)など、有料サイトの記事(金員を払わないとアクセスできない記事)の著作権は、発行元にある
- 金員を支払ったものについては、自ら利用(閲読)できるのみならず、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(私的使用)を目的として複製することができる(法30条1項)
- 当該有料記事を病院内で共有する場合、記事の取扱いに関する当該サイトの利用許諾に関する規程に則った対応を行い、安易に病院内やチームに複製した記事を共有しない(複製した記事の一部を切り取って回覧させる行為も翻案に該当するので要注意)

ChatGPTの使用

- ChatGPTは、人工知能チャットボット
- ChatGPTの学習過程で取り込まれた内容に著作権を有する著作物が存在する可能性も否定できない
- 著作権を侵害した場合でも、ChatGPTが法的責任を負うものではなく、自身の責任が免責されるものでもないため、ChatGPTで生成した文章を使用する場合には、著作権侵害の可能性に留意
- 研究に関する秘密情報や個人情報の入力についても、厳禁